

空家等対策事業の進捗状況について

- ① 空き家の現状・取組
- ② 空家解体促進費補助金の執行状況
- ③ 空家等対策計画に基づく取組

①空き家の現状・取組について

《空き家等に関する相談件数》

平成31年度(令和元年度) 受付件数

受付月	受付件数	相談内容(受付1件に対して複数項目あり)					
		建築	防火	環境	衛生	防犯	その他
4月	6件	4	3	1		1	1
5月	15件	18	6	6	3	3	
6月	6件	5	3	3	1	1	
7月	4件	3	4	4			
8月	3件	2	2	2		1	
9月	3件	2	3	3			
10月	4件	4	4	4		1	
11月	2件	2			1	1	
12月	2件	1	2	1			
1月	2件		1	2			
2月	2件	2					
3月	5件	2	3	3			
計	54件	45	31	29	5	8	1

(令和2年3月31日現在)

①空き家の現状・取組について

『あま市空家等の適切な管理に関する条例』の制定

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等の適切な管理に関し必要な事項を定めることにより、生活環境の保全及び安全かつ安心な暮らしの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「市民等」とは、市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(情報提供)

第3条 市民等は、適切に管理されていないと思われる空家等を発見したときは、市長にその情報を提供しよう努めるものとする。

(立入調査等)

第4条 市長は、法第9条の規定による調査のほか、この条例の施行に必要な限度において、職員又は委任した者に立入調査をさせることができる。

(緊急安全措置)

第5条 市長は、空家等の老朽化等により、人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼす危険な状態が切迫しているとき、その危険な状態を回避するため、必要な最小限度の措置を講ずることができる。

2 前項の措置は、長屋及び共同住宅の一部の住戸のうち、市長が認めたものについても適用することができる。

3 市長は、前2項の規定により措置を講じたときは、当該措置に要した費用を所有者等から徴収することができる。

(関係機関との連携)

第6条 市長は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察署その他の関係機関に必要な協力を要請することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

①空き家の現状・取組について

『あま市空家等の適切な管理に関する条例施行規則』

(趣旨)

第1条 この規則は、あま市空家等の適切な管理に関する条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(立入調査等)

第2条 条例第4条の規定により立入調査を行うときは、職員又は調査を委任した者を建築物及び敷地に立ち入らせようとする日の5日前までに、立入調査実施通知書(様式第1号)により所有者等に通知しなければならない。ただし、所有者等に対し通知することが困難であるとき、又は空家等の管理不全状態に起因して、人の生命、身体又は財産に危害が及ぶことを避けるため緊急に立ち入らせる必要があると市長が認めるときは、この限りでない。

(立入調査員証)

第3条 立入調査を行う者は、その身分を証明する立入調査員証(様式第2号)を携帯し、関係者からの請求があったときは、これを提示しなければならない。

2 立入調査の権限は、犯罪の捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(立入調査員証の有効期限)

第4条 立入調査員証の有効期限は、交付の日からその日の属する年度の3月31日までとする。

(立入調査員証の再交付)

第5条 立入調査を行う者は、立入調査員証を汚損し、毀損し、又は紛失したときは、立入調査員証再交付申請書(様式第3号)により市長に再交付を申し出なければならない。

(立入調査員証の返還)

第6条 立入調査員でなくなった者は、立入調査員証を速やかに市長に返還しなければならない。

(緊急安全措置)

第7条 条例第5条に規定する措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 解放されている窓その他の開口部の閉鎖
- (2) 解放されている門扉の閉鎖
- (3) 外壁、柵、塀その他の敷地を囲む工作物の著しく破損した部分の養生(簡易なものに限る。)
- (4) 草刈り
- (5) 樹木の枝打ち (6) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の措置を講じたときは、空家等の所在地及び措置の内容を緊急安全措置実施通知書(様式第4号)により空家等の所有者等に通知しなければならない。ただし、所有者等又はその連絡先を確知することができない場合にあつては、この限りでない。

①空き家の現状・取組について

『あま市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則（抜粋）』

（趣旨）

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）の施行について、空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則（平成27年総務省、国土交通省令第1号）、あま市空家等対策協議会条例（平成30なあま市条例第1号）、あま市空家等の適切な管理に関する条例（令和元年あま市条例第6号）及びあま市空家等の適切な管理に関する条例施行規則（令和元年あま市規則第9号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（立入調査の通知）

第2条 法第9条第3項の規定による通知は、立入調査通知書（様式第1号）によるものとする。

（立入調査員証）

第3条 法第9条第4項の証明書は、立入調査員証（様式第2号）によるものとする。

（指導）

第4条 法第14条第1項の規定による指導は、措置指導書（様式第3号）によるものとする。

（勧告）

第5条 法第14条第2項の規定による勧告は、措置勧告書（様式第4号）によるものとする。

（命令）

第6条 法第14条第3項の規定による命令は、措置命令書（様式第5号）によるものとする。

（事前通知書等）

第7条 法第14条第4項の通知書は、措置命令に係る事前通知書（様式第6号）によるものとする。

2 法第14条第4項の意見書は、空家等適正管理に係る意見書（様式第7号）によるものとする。

3 法第14条第4項及び第6項の代理人は、あらかじめ、その委任状を市長に提出しなければならない。

4 前項の代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した者は、その旨を記した書面を市長に提出しなければならない。

：

（行政代執行）

第15条 法第14条第9項の規定により代執行を行う場合における行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定による戒告は、代執行戒告書（様式第11号）によるものとする。

2 前項の場合における行政代執行法第3条第2項の規定による通知は、代執行令書（様式第12号）によるものとする。

3 第1項の場合における行政代執行法第4条の証票は、執行責任者証票（様式第13号）によるものとする。

：

①空き家の現状・取組について 《緊急安全措置の実施状況》

状況・対応	緊急安全措置の 該当の判断	そのまま放置すれば強風によりシャッター が飛散する恐れがある状態
	緊急安全措置の内容	トラロープによるシャッター開口部の固定

②空家解体促進費補助の執行状況

《補助制度の趣旨》

倒壊等の恐れのある**危険な空き家**の解体を促進することで生活環境を保全する

▼主な補助対象の空家

- ・ **1年以上**使用されていない空き家であること
- ・ 延べ面積の2分の1以上が居住用に供されていたこと
- ・ 個人が所有する**木造住宅**であること
- ・ 住宅地区改良法に規定する**不良住宅に該当**することetc...

《執行状況》

- ・ 昨年度予算枠 10件⇒9件執行
- ・ 相談件数は20件超え
- ・ 令和2年度
⇒8件の見込み（※6月末時点）

◎補助金額 最大20万円

③空家等対策計画に基づく取組について

◎空家等に対する意識啓発等

⇒実態調査の該当者に啓発パンフレットを郵送

◎空家等の状態・所有者等の情報把握及び対応

⇒特に管理不全な空家の現地調査を行い、所有者等に対応を求める

《参考》

・あま市内空家件数 **5 1 7 件** (※平成29年調査)

▼管理不全の状況

管理不全の状況	件数
健全	375
環境に問題	8
景観に問題	8
景観及び環境に問題	5
保安に問題	91
保安と環境に問題	9
保安と景観に問題	13
保安と景観と環境に問題	8
計	517

健全：特に悪いところを確認できなかった

環境：周辺的生活環境を凶るため放置することが不適切

景観：景観を損なっている

保安：保安上危険

衛生：衛生上有害（※実態調査該当なし）

※空家等の物的状態の基準を示した国のガイドラインを参照